

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(都市公園関係のみ抜粋)

第1章 総則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(4) 公園 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園※その他規則で定めるものをいう。

※その他規則で定めるもの

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

(施設等)

第1条の2

3 条例第2条第4号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する公園とする目的で設置するもの

第3章 施設等の整備

第1節 公共的施設等の整備

(整備基準)

第12条 知事は、公共的施設、道路及び公園(以下「公共的施設等」という。)の構造及び設備の整備に関し、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設等の種類の区分に応じて※規則で定める。

- (1) 車いす使用者等が通行できる幅員の確保
- (2) 車いす使用者等が通行できる傾斜路の設置
- (3) 滑りにくい路面、床面等とするための措置
- (4) 階段等への手すりの設置
- (5) 障害者等の利用に配慮したエレベーター、便所及び駐車場の設置
- (6) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設等障害者等の利用に配慮した誘導又は案内の表示
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の利用に配慮すべき事項

※規則で定めるもの

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

(整備基準)

第2条 条例第12条第2項に規定する規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2(第2条関係)

4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ1以上設けること。

	<p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 車止めのさくを設ける場合は、さくとさくの間隔は、90センチメートルを標準とすること。</p> <p>(5) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
2 園路	<p>(1) 主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断こう配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 3パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、途中で長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。</p> <p>エ 横断こう配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>カ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>キ 必要に応じて、手すりを設けること。</p> <p>ク 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ケ 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は180センチメートル以上とし、かつ、段差は2センチメートル以下、すりつけこう配は8パーセント以下とすること。</p> <p>コ 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(2) 障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
3 階段	<p>利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>(4) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>

	<p>得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 踏面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>(7) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
4 傾斜路	<p>利用者の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 横断こう配は、設けないこと。</p> <p>(4) 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(5) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p>
5 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所は、次に定める基準に適合した構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p>

	<p>イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。</p> <p>ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) (3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。</p>
6 駐車場	<p>利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を駐車台数の合計が200台以下のものにあつては、駐車台数の合計に1/50を乗じて得た数(ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)以上を、駐車台数の合計が200台を超えるときは、駐車台数の合計に1/100を乗じて得た数(ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)に2を加えた数以上を設けること。</p> <p>(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 2の項に定める構造の園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車いす使用者用駐車区画へ通ずる園路は、2の項に定める構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車区画である旨を分かりやすい方法で表示すること。</p>
7 案内標示	<p>(1) 案内標示(施設全体の利用に関する情報を提供する案内板、掲示板及び標識をいう。以下この項において同じ。)を設置する場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 当該案内標示に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>ウ 案内板及び標識は、別表第2の1の表12の項(3)に定める構造とすること。</p> <p>(2) 案内板のうち1以上は、1の項に定める出入口の付近に設けること。</p>
8 付帯設備	<p>ベンチ、屋外卓及びその他の設備を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できる構造のものを設けること。</p>
9 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。</p> <p>(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、駐車場から1の項に定める構造の出入口に至る園路にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 敷地に接する道から1の項に定める構造の出入口に至る経路</p> <p>イ 3の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する園路又は広場並びに踊場の部分</p> <p>ウ 4の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する園路又は広場</p> <p>エ 2の項に定める構造の園路の要所や特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場合</p> <p>(2) 7の項(1)に定める構造の案内板には、点字その他の案内設備を設けること。</p>